

住宅貸付・災害住宅貸付・災害再貸付申込書

貸付番号 *記入不要		所属所名				組合員証													
						記号		番号											
組合員氏名		生年月日		年齢	組合員資格取得年月日			組合員期間											
ふりがな		昭和 平成		年 月 日	歳	昭和 平成 令和			年 月 日										
郵便番号		住 所																	
1 給料関連申告事項（短時間勤務職員は「給料」を「報酬」と読み替えてください。）																			
(1) 給料減額状況 *次のどちらかの□に✓を付け、給料が減額されている場合は該当する項目に○印を付ける。																			
<input type="checkbox"/> 給料減額あり <input type="checkbox"/> 給料減額なし <ul style="list-style-type: none"> ・療養休暇 ・介護休暇 ・育児部分休業 ・育児短時間勤務 ・退職 ・条例の規定による減額 ・その他（ ） 																			
(2) 給料月額(円) …A		*「(3)減額後給料月額(円)…B」は、上記「給料減額状況」において給料が減額されている場合に、貸付申込み月の減額後の給料月額を記入。																	
(3) 減額後給料月額(円)…B		*部分休業者については、「部分休業者の減額後給料月額確認書」を添付。																	
(4) みなし年収額(円) …C		*「(4)みなし年収額(円)…C」は、 ①給料減額に不該当：「(2)給料月額(円)…A」×16を記入。 ②給料減額に該当：「(3)減額後月額(円)…B」×16を記入。																	
2 貸付関連申告事項																			
(1) 貸付限度額（裏面別表により記入。）																			
給料月額(円)		月数(裏面別表1)		退職手当見込額(円)			組合員期間に応じた最低保障額(裏面別表2)												
		×		=			*退職手当見込額、最低保障額のうち、高い方が最高限度額。												
(2) 貸付事由（該当事由の番号に○印を付ける。）																			
住宅貸付	211	新築全改	212	増改築	213	増築のみ	214	住敷購入	215	住宅のみ	216	敷地のみ	217	敷地新築	218	修 理	219	その他()	
災害住宅貸付	311	新築全改	312	増改築	313	増築のみ	314	住敷購入	315	住宅のみ	316	敷地のみ	317	敷地新築	318	修 理			
災害再貸付	321	新築全改	322	増改築	323	増築のみ	324	住敷購入	325	住宅のみ	326	敷地のみ	327	敷地新築	328	修 理	329 その他()		
在宅介護対応	511	新築全改	512	増改築	513	増築のみ	514	住敷購入	515	住宅のみ	516	敷地のみ	517	敷地新築	518	修 理	519 その他()		
(3) 資金計画 *住宅貸付（災害貸付は除く。）の借入金額が510万円以上の場合は、毎月償還分310万円以上（10万円単位）、賞与償還分200万円以上（50万円単位）での組合せでの償還が可能。																			
① 今回借入額	毎月償還額				円		④ 借入金					円							
	期末手当等償還分				円		⑤ その他					円							
	計				円		⑥ その他					円							
② 自己資金				円		⑦ その他					円								
③ 借入金		借入先				合計(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)					円								
(4) 団体信用生命保険加入		加入する・加入しない		(5) 債務返済支援保険加入			加入する・加入しない												
(6) 当共済組合等からの借入状況																			
①他の市町村職員共済組合または都市職員共済組合からの借入れについて																			
これまでに他の市町村職員共済組合または都市職員共済組合で貸付けを受けたことがあるか。 ※貸付けを受けたことがある場合は、「貸付事故の有無に係る申告書」を添付。								ある ・ ない											
②新潟県市町村職員共済組合からの借入状況																			
既借入分	貸付種類	貸付事由	貸付番号	借入年月日	借入額(万円)	借入希望月の月末残高(円)	毎月償還額(円)	期末手当等償還額(円)											
	計							D	H										
新規借入分																			
	計							E	I										

(7) 他の金融機関等からの借入状況（すべての項目について、必ず「有（新規借入を含む。）・無」のどちらかに○印を付ける。）											
金融機関等		借入状況		金融機関等		借入状況		金融機関等		借入状況	
① 住宅金融支援機構		有・無		② 銀行		有・無		③ 労働金庫		有・無	
④ 農業協同組合		有・無		⑤ 信用金庫		有・無		⑥ 信用組合		有・無	
⑦ その他の公庫		有・無		⑧ 消費者金融		有・無		⑨ 信販会社		有・無	
⑩ 地方公共団体による住宅融資等		有・無		⑪ 互助会		有・無		⑫ 個人		有・無	
⑬ その他 ()		有・無									
(8) 他の金融機関からの借入状況の詳細（上記(7)で「有」にしたものについて記入し、償還表の写しを添付。）											
既借入分	借入先	借入事由	借入年月日	借入額(万円)	借入希望月の月末残高(円)	毎月償還額(円)	期末手当等償還額(円)				
	計							F	J		
新規借入分											
	計							G	K		
(9) 毎月償還額合計 (D+E+F+G)				L	(10) 賞与償還額合計 (H+I+J+K)				M		
(11) 給料額に対する償還額の割合 [(L/A (給料が減額されている場合はB) ×100 (小数点第3位を四捨五入。))]										%	
(12) みなし年収額に対する年間償還額の割合 [(L×12+M×2) /C) ×100 (小数点第3位を四捨五入。))]										%	
(13) 貸付金振込口座（*裏面エを参照のうえ、組合員名義口座の金融機関名等を記入。）											
金融機関番号		支店番号		口座番号		普通口座					
金融機関名		支店名									
新潟県市町村職員共済組合貸付規則に基づき、貸付けを受けたく申込みします。また、私の借入状況等は上記事実に相違ないこと申告し、次の事項に同意します。 一、この申告について、所属所長が確認すること。 二、裏面の記入上の注意を確認し、これに従うこと。 三、この申告と相違する場合は、共済組合の即時償還命令に従うこと。 四、申告内容の確認のため、全国市町村職員共済組合連合会から信用情報を取得することがあること。											
新潟県市町村職員共済組合理事長 様										登録印鑑	
令和 年 月 日											
組合員氏名 _____											
新潟県市町村職員共済組合貸付規則第8条第5項の規定に基づき、上記記載事項及び関係書類を確認した結果、上記申し込みは事実に相違なく、適正なものであることを認めます。											
新潟県市町村職員共済組合理事長 様										印	
令和 年 月 日											
所属所長 _____											
*裏面記入・提出上の注意を参照してください。											
[事務処理欄]											
毎月分償還回数	期末手当等償還回数	貸付年月日	電算入力日								
貸付限度額の確認			決裁欄	課長	係長	係	検認	決裁年月日			
受付年月日											

記入・提出上の注意

- ア 必要事項をもれなく記入し、必要書類を添付してください。
- イ 「2 貸付関連申告事項」中、「(6) 当共済組合からの借入状況」欄中、今回、共済組合に新規申込みをする貸付けの毎月償還額及び期末手当等償還額については、償還方法に応じ、当共済組合の償還表による金額を記入してください。
- ウ 「2 貸付関連申告事項」中、申込人に連帯債務を負っている借入金がある場合又は申込人が連帯債務者として新規の借入を行う場合においては、「(7) 他の金融機関からの借入状況」の申告を「有」としてください。
 なお、当該借入金の償還表の写しに加え、連帯債務者であることが確認できる契約書類等の写しを添付してください。
 また、当該借入金については、「(8) 他の金融機関からの借入状況の詳細」欄中の「毎月償還額(円)」欄及び「期末手当等償還額(円)」欄には、当該借入金の償還表に掲載されている毎月償還額及び期末手当等償還額の1/2の額(円未満四捨五入)を記入してください。
- エ 「2 貸付関連申告事項」中、「(13) 貸付金振込口座」は、次に掲載する金融機関のうち、新潟県内の本・支店、出張所の普通口座(組合員名義口座に限る。)を記入ください。
 ① 銀行(ゆうちょ銀行を除く。)
 ② 信託銀行
 ③ 信用金庫
 ④ 信用組合
 ⑤ 労働金庫
 ⑥ 農業協同組合
- オ 次に該当する場合は、貸付けすることができません。(短時間勤務職員は「給料」を「報酬」に読み替えてください。)
 ① 給料の全部の支給が停止されているとき(介護休暇、育児休業、看護休業、退職等により給料の全部が停止されている場合を含む。)
 ② 懲戒処分により給料の一部の支給が停止されているとき。
 ③ 「2 貸付関連申告事項」中、「(11) 給料額に対する毎月償還額の割合」又は「(12) みなし年収額に対する年間償還額の割合」が30%を超えているとき。
 ④ 給料の差押えを受けているとき。
 ⑤ 当共済組合貸付規則施行細則に規定する貸付事故者となったとき。
- カ 次に該当する場合は、貸付金未償還金を即時に償還いただくことになります。
 ① 組合員の資格を失ったとき(高額医療貸付及び組合員本人の出産に係る出産貸付を受けている組合員が組合員の資格を失ったときを除く。)
 ② 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
 ③ 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
 ④ 貸付規則に違反したとき。
- キ 当共済組合の貸付事業は地方公務員等共済組合法第112条に規定する福祉事業であることから、必要に応じて、申込内容の事実を確認するための資料等の提出を求めることがあります。

[住宅貸付等の限度額算定に係る別表]

別表1

組合員期間	給料月額に乗じる月数
1年以上6年未満	7月
6年以上11年未満	15月
11年以上16年未満	22月
16年以上20年未満	28月
20年以上25年未満	43月
25年以上30年未満	60月
30年以上	69月

*貸付限度額は、給料の減額の有無に関わらず、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する「給料表」により算定。

(ただし、条例の規定により「給料表」を読み替えている場合は、読み替え後の「給料表」により算定。)

*別表1による住宅貸付の上限は、毎月償還のみの場合は1,600万円、毎月償還と期末手当等償還を併用する場合は1,800万円となります。

*別表1による災害住宅貸付の上限は、1,800万円となります。

*別表1による災害再貸付の上限は、1,900万円となります。

別表2

最低保障額			
住宅貸付・災害住宅貸付		災害再貸付	
組合員期間	最低保障額	組合員期間	最低保障額
3年未満	100万円	3年未満	150万円
3年以上7年未満	400万円	3年以上7年未満	450万円
7年以上12年未満	700万円	7年以上12年未満	750万円
12年以上17年未満	900万円	12年以上17年未満	950万円
17年以上	1,100万円	17年以上	1,150万円

*要介護者に配慮した住宅を新築、増築、改築等するときは、最高限度額(最低保障額)に300万円を加算した額を限度に借入れることができます。

*住宅貸付又は災害貸付を借受けており、災害再貸付を借入れる場合は、住宅貸付又は災害住宅貸付の未償還金を全額償還することが必要となります。

【照会先】

新潟県市町村職員共済組合福祉課

電話番号：025-285-5414(直通)

FAX：025-285-5400

E-mail：fukushi@kyousai-niigata.jp

URL：http://www.kyousai-niigata.jp